

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月8日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 西伯郡南部町 団体

乙 西伯郡南部町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、甲に損害賠償金100,310円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年2月20日

(2) 事故発生場所

西伯郡南部町法勝寺地内

(3) 事故の状況

和解の相手方乙が、和解の相手方甲所有の普通乗合自動車で一般県道西伯伯太線から沿道の駐車場に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。